

## 【 料金表 】 (通所介護)

※ 下記は全て1日(回)あたりの料金又は単位数です ※

### ○ 介護保険適用サービス

介護保険適用サービスを利用した場合に算定される単位数を下記表に示します。  
介護保険適用サービス分の費用は、利用したサービスの単位数を合計し、1単位あたり10.14円を掛けた金額になります。介護保険負担割合証に記されている負担割合（1割又は2割又は3割）分が利用者負担料金となります。  
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額利用者負担となります。

#### ・通所介護費

要介護度\所要時間	3h以上4h未満	4h以上5h未満	5h以上6h未満	6h以上7h未満	7h以上8h未満	8h以上9h未満
要介護1	368単位	386単位	567単位	581単位	655単位	666単位
要介護2	421単位	442単位	670単位	686単位	773単位	787単位
要介護3	477単位	500単位	773単位	792単位	896単位	911単位
要介護4	530単位	557単位	876単位	897単位	1,018単位	1,036単位
要介護5	585単位	614単位	979単位	1003単位	1,142単位	1,162単位

#### ・各種加算等

入浴介助加算(I)	40 単位
サービス提供体制強化加算 I	22 単位
個別機能訓練加算(I)口	85 単位
個別機能訓練加算(II)	20 単位/月
中重度ケア体制加算	45 単位
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
栄養アセスメント加算	50 単位/月
ADL維持等加算(I)	30 単位/月
ADL維持等加算(II)	60 単位/月
介護職員処遇改善加算 I	利用したサービスの合計単位の5.9%
介護職員等特定処遇改善加算 I	利用したサービスの合計単位の1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算	利用したサービスの合計単位の1.0%

### ○ 介護保険適用外サービス

介護保険給付の対象ではありませんので、全額利用者負担となります。

昼食費	(1食あたり)	520 円
-----	---------	-------

\* おむつ等は持参して下さい。

\* 行事等に参加する場合は、参加費を負担していただくことがあります。  
尚、レクリエーションにかかる費用等は無料です。

\* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日伊勢崎市の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

## 「愛老園」総合事業介護予防通所型サービス【料金表】

### ○ 介護保険適用サービス

介護保険適用サービスを利用した場合に算定される単位数を下記表に示します。  
介護保険適用サービス分の費用は、利用したサービスの単位数を合計し、1単位あたり10.14円を掛けた金額になります。介護保険負担割合証に記されている負担割合（1割又は2割又は3割）分が利用者負担料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額利用者負担となります。

#### ・通所介護費

介護予防通所介護 1（※要支援1の方）	一月あたり	1,672単位
介護予防通所介護 2（※要支援2の方）	一月あたり	3,428単位
サービス提供体制強化加算（I）	（※要支援1の方）一月あたり	88単位
	（※要支援2の方）一月あたり	176単位
運動器機能向上加算	一月あたり	225単位
科学的介護推進体制加算	一月あたり	40単位
栄養アセスメント加算	一月あたり	50単位
介護職員処遇改善加算	一月あたり	利用したサービスの合計単位の5.9%
介護職員等特定処遇改善加算 I	一月あたり	利用したサービスの合計単位の1.2%
介護職員等ベースアップ等支援加算	一月あたり	利用したサービスの合計単位の1.0%

\* 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せさせていただきます。

### ○ 介護保険適用外サービス

介護保険給付の対象ではありませんので、全額利用者負担となります。

昼食費（おやつ代含む）	1食あたり	520円
-------------	-------	------

\* おむつ等は持参して下さい。

\* 行事等に参加する場合は、参加費を負担していただきます。  
尚、レクリエーションにかかる費用等は無料です。

\* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日伊勢崎市の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。